

Nanchester United 鹿児島 規約

目次

第一章	名称・目的
第二章	会員及び登録
第三章	役員
第四章	会議
第五章	委員会
第六章	役員交通費、交通費、慶弔
第七章	会計
第八章	附則

第1章 名称・目的

第1条 名称

本会の名称は「Nanchester United 鹿児島」とする。

第2条 事務局

Nanchester United 鹿児島 の事務局は原則として、事務局宅に設置する。

第3条 目的

Nanchester United 鹿児島 は、鹿児島県における身体障害者の電動車椅子サッカーの統括団体として、電動車椅子サッカーの普及、振興を図り、身体障害者の心身の健全な発達に寄与することを目的とする。

第4条 活動

Nanchester United 鹿児島 は、第3条の目的を達成するため、次の活動を行なう。

1. 電動車椅子サッカーの普及・指導及び調査研究に関すること。
2. 日本電動車椅子サッカー選手権九州ブロック予選大会及び電動車椅子サッカー九州大会の開催に際し協力をすること。
3. 登録団体の発展と相互の連絡融和を図ること。
4. 身体障害者の電動車椅子サッカー技術向上に関すること。

5. 電動車椅子サッカーの指導者、審判員、オフィシャル、大会開催のためのスタッフ育成に関する事。
6. Nanchester United 鹿児島 に関する規約を制定すること。
7. 日本電動車椅子サッカー協会の目的に則した活動に関する事。
8. 日本電動車椅子サッカー選手権九州ブロック予選大会及び電動車椅子サッカー九州大会運営のための助成・後援・協賛を申請すること。
9. その他、Nanchester United 鹿児島 の目的を達成するために必要な活動を行なうこと。

第2章 会員及び登録

第5条 会員

Nanchester United 鹿児島 は、Nanchester United 鹿児島 の目的に賛同し、Nanchester United 鹿児島 の承認を得た次に該当する身体障害者手帳を所持する身体障害者とそれを支援する者を会員とする。

1. 鹿児島県内で行われる練習への参加および電動車椅子の操作が可能な身体障害者。
2. また1. に該当するものを支援する者。

第6条 登録

1. Nanchester United 鹿児島 に入会しようとする個人は、次の各項に挙げる事項を記載した書面により登録の手続きをしなければならない。
 - a. 登録者の氏名・住所連絡方法及び各人の所持する身体障害者手帳に記載された障害名・障害等級
 - b. 第5条2. に該当するものは、登録者の氏名・住所・連絡方法
2. 日本電動車椅子サッカー協会への登録は、当会の規約による。

第7条 登録年度

1. Nanchester United 鹿児島 への登録は、毎年度行なうものとする。
2. 毎年4月1日から翌年3月31日までを一年度登録とする。
3. 日本電動車椅子サッカー選手権予選大会・本大会に出場の意思のある個人は

Nanchester United 鹿児島 を通じ、日本電動車椅子サッカー協会に登録をしなければならない。

第8条 登録の変更及び追加

1. 一年度登録において第6条の各号に挙げる事項に変更が生じた場合、該当個人は Nanchester United 鹿児島 にその旨届け出なくてはならない。
2. 原則として、一年度登録において二つ以上の登録団体の構成員となることはできない。
3. 他の登録団体に所属していない者で、新しく登録団体の構成員となるものがある場合は、第6条による登録の手続をしなければならない。

第9条 費用

1. 既に納められた登録に関する費用は原則として返還しない。
2. 会費は、原則として選手一人毎月 2000 円とする。ただし、下記の a～c に限り会費を選手一人毎月 1000 円とする。なおこの金額は会議等により変更することができる。
 - a. 鹿児島県外に居住するもの。
 - b. 日本電動車椅子サッカー協会への登録をしないもの。
 - c. 未成年者。

第10条 権利

1. Nanchester United 鹿児島 に所属する登録者は、全体総会及び定例会議に出席することができる。
2. Nanchester United 鹿児島 に所属する登録者は、全体総会及び定例会議において1票の議決権を行使することができる。ただし第5条2項に該当する Nanchester United 鹿児島 に所属する登録者は、日本電動車椅子サッカー協会に関する決議の議決権を持たない。
3. 本会の登録競技者は、日本電動車椅子サッカー協会主催・共催の各種行事に参加できる。ただし第5条2項に該当する登録者は日本電動車椅子サッカー選手権大会及び同大会九州ブロック予選大会に参加することはできない。
4. Nanchester United 鹿児島 の登録競技者は、Nanchester United 鹿児島 主催または共催の各種行事に参加できる。

第11条 義務

1. 登録者は、本会規約に従わなくてはならない。
2. 登録者は、毎月規定の会費を納めなくてはならない。

第3章 役員

第12条 役員の設置

Nanchester United 鹿児島 は、次の役員を置く。会長職は1名とし、それ以外は必要に応じて複数名での就任ができる。ただし、複数名の場合、責任者1名を決定しなければならない。

a.会長 b.副会長 c.顧問 d.会計 e.会計監査 f.渉外 g.記録・広報 h.規則委員

第13条 役員の職務

役員の職務は次のようにする

1. 会長

Nanchester United 鹿児島 を統括し、運営に関するすべての責任を負う。日本電動車椅子サッカー協会において、Nanchester United 鹿児島 を代表する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長不在時にはすべての任務においてこれを代行する。また、総務全般を統括し備品や会場等の手配・管理、協会および各チームへの連絡を行なう。

3. 顧問

Nanchester United 鹿児島 及び会長・副会長他各位を相談補佐する。

4. 会計

Nanchester United 鹿児島 に関するすべての経理を行い、年次予算の作成および会計報告をする。

5. 会計監査

Nanchester United 鹿児島 に関するすべての会計処理が適正に行われているか監視し、処理内容に疑問がある場合は臨時総会の開会を請求できる。

6. 渉外

交流や練習試合の交渉など、外部のチームや団体との連絡・交渉を行う。

7. 記録・広報

Nanchester United 鹿児島 の大会における記録の管理・保管、会議議事録の作成・管理を行なう。大会パンフレット、ホームページやブログ、広報誌の作成・管理にあたる。

8. 規則委員

Nanchester United 鹿児島 主催の大会における審判員の手配・運営を行なう。登録審判員の技術の向上と、新規登録審判員・オフィシャルの指導・育成に努め審判講習会を企画・運営する。また、協会主催の規則委員会に出席する。障害の特性と電動車椅子サッカーとの関係の研究を進める。会長及び監督との兼務を認めない。

第14条 役員の選出・解任

1. Nanchester United 鹿児島 役員は、原則的に Nanchester United 鹿児島 の会員でなくてはならない。ただし、審判員、およびチームスタッフも登録チーム、および役員の推薦があれば立候補することができる。
2. Nanchester United 鹿児島 各役員は、全体総会で選考する。
3. 各役員とも、Nanchester United 鹿児島 の登録者の過半数以上の得票をもって選出されたものとする。
4. 最多得票の候補者の得票数が過半数に満たない場合、得票数上位二番目までの候補者による決選投票を行なう。決選投票は最多得票数が Nanchester United 鹿児島 の登録者の過半数(委任を含む)以上になるまで行なうものとする。
5. 各役員において、立候補が一名の場合、当候補者の信任投票とし、登録団体の過半数以上の承認によって選出されたものとする。
6. 登録者の過半数が、本会及び日本電動車椅子サッカー協会に対し、著しく不当な行為をしたと認めた場合、役員は解任される。

第15条 役員の任期

1. 役員の任期は4月1日から翌々年3月31日までの二年間とし、再任は妨げない。ただし、後任者への引継等が必要である場合は任期終了後もその任務が達成されるまでの責任を負う。
2. 役員がやむを得ない理由のため、任期の途中で退任をする場合は、その役職を

その他の役員が兼務する。ただし、登録者の過半数以上が Nanchester United 鹿児島 の運営上必要と認めた場合、補選を行なうものとする。任期は前任者の残期間とする。

第16条 役員 の 義務

1. 役員は、Nanchester United 鹿児島 の登録者の意思により選出されたものであり、その権限を利用し、特定の登録者の利益や、不利益になるような行為をしてはならない。
2. 役員は、全体総会、定例会議、役員会及びその他必要な会議に出席しなければならない。

第17条 事務局

1. 任命
 - a. 役員 の過半数以上の要請により Nanchester United 鹿児島 の運営上必要と認めた場合、会長がこれを指名し、定例会議において、Nanchester United 鹿児島 の登録者の過半数以上の承認の上、会長が任命する。
 - b. 事務局は、本会に所属していなくてもよい。

2. 役割

事務局は、本会の運営を円滑に遂行するため行動しなければならない。

3. 権限

事務局は、すべての会議においてその議決権を持たない。

4. 任期

任期は4月1日から翌々年3月31日までの二年間とし、再任は妨げない。ただし、任期中であっても、Nanchester United 鹿児島 の運営上その必要を認められない場合、設置を解消することができる。

第4章 会議

第18条 会議の種類

1. 全体総会
2. 定例会議

3. 役員会

第19条 会議の性格と機能

前条の会議は、次の通りの機能と性格を持って会務を処理する。

第20条 全体総会

1. 性格と機能

全体総会は、本会の最高議決機関で会長が議長となり次の重要会務を審議・議決する。

- a. Nanchester United 鹿児島 の役員を選出を行なう。また会長を選出するにあたっては議長を務める会長は一時議長を離れて行なう。
- b. Nanchester United 鹿児島 役員解任の決議をする。
- c. 決算及び、予算を審議・承認する。
- d. 事業報告と事業計画を審議・承認する。
- e. Nanchester United 鹿児島 の規約並びに諸規定の制定及び改廃を定める。
- f. その他、重要事項の審議・決定をする。

2. 召集と開会

- a. 全体総会は、1年に一回、3月に開会する。
- b. Nanchester United 鹿児島 の役員は及び各登録者は必ず出席しなければならない。
- c. 会長が各登録者に召集を掛ける。開会は、登録総数の過半数（委任を含む）以上の出席を得なければ開会できない。
- d. やむを得ない理由のため、全体総会を欠席する場合は、所定の委任状を会長に提出しなければならない。ただし、議案に議決事項がある場合は、各登録者の議決も提出するものとし、それは全体総会において1票と認める。
- e. 会長が必要と認めたとき、また登録者の過半数から会議の目的を示し請求があったとき、会長はこれを召集し臨時総会を開会できる。

第21条 定例会議

1. 性格と機能

定例会議は、本協会会長が議長となり、次の重要会務を審議・議決する。

- a. 日本電動車椅子サッカー選手権大会への出場参加資格を決定するブロック予選大会の開催に関する報告と計画を審議・決定する。
- b. 電動車椅子サッカー九州大会に関する報告と計画を審議・承認する。
- c. その他の大会、重要事項についての審議・決定をする。

2. 召集と開会

- a. 定例会議は原則として2ヶ月に1回行なう。
- b. Nanchester United 鹿児島 の役員及び連絡員は必ず出席しなくてはならない。
- c. 会長が各登録者に召集を掛ける。開会は登録総数の過半数(委任を含む)以上の出席を得なければ開会できない。
- d. やむを得ない理由のため、定例会議を欠席する場合は、所定の委任状を会長に提出しなければならない。ただし、議案に議決事項がある場合は、各登録団体の議決も提出するものとし、それは定例会議において1票と認める。
- e. 会長が必要と認めたとき、また登録団体の過半数から会議の目的を示し請求があったとき、会長はこれを召集し臨時定例会議を開会できる。

第22条 役員会

1. 性格と機能

役員会は、Nanchester United 鹿児島 の全体総会及び定例会議における議題を審議・確定する。

2. 召集と開会

- a. 役員会は総会前に開会する。
- b. 会長が各役員に召集を掛ける。開会は役員数の過半数以上の出席を得なければ開会できない。
- c. 会長が必要と認めたとき、また役員数の過半数から会議の目的を示し請求があったとき、会長はこれを召集し開会できる。

第23条 議案の採決

前条の会議における議案の採決は、登録者の過半数（委任を含む）をもって議決し、可否同数の場合は議長がこれを決定する。ただし、役員を選出及び解任決議、規約の改廃、その他会長が **Nanchester United 鹿児島** の運営上重要と認めた議案については、第21条2項（d）および第22条2項（d）により、各登録者の議決を反映させるものとする。

第24条 会議の議事録

1. 会議の議事録は、記録・広報担当の役員もしくはこれを代行する者によって作成し、出席役員の2名以内が閲覧・署名・捺印をして、これを保存する。
2. 会議の議事録は、3年間保管とする。

第5章 委員会

第25条 委員会

Nanchester United 鹿児島 は運営上に必要な委員会を置くことができる。

1. 設置・解消
 - a. 委員会の活動計画及び予算を定例会議に提出し、登録団体の過半数（委任を含む）以上の承認を必要とする。
 - b. 委員会は、活動報告を定例会議に報告しなければならない。報告終了後その委員会は解消する。
2. 構成
 - a. 委員会の構成員は **Nanchester United 鹿児島** の登録団体に所属していなくてもよい。ただし、委員長は本協会の会員でなくてはならない。
 - b. 委員は **Nanchester United 鹿児島** の役員との兼務を妨げない。
3. 会計
 - a. 委員会会計は独立採算とし、**Nanchester United 鹿児島** の会計には依存しない。
 - b. 各委員会の運営に伴う収支予算及び決算は、定例会議において **Nanchester United 鹿児島** の登録者の過半数（委任を含む）以上の承認を得なければならない。

第6章 役員交通費、交通費、慶弔

第26条 役員交通費

1. Nanchester United 鹿児島 役員が、Nanchester United 鹿児島 の代表として九州ブロック電動車椅子サッカー協会主催の会議に出席した場合、役員本人に交通費を支給する。また、介助者の交通費は、定例会議で過半数(委任を含む)以上の承認の上、1名分に限り支給する。ただし上限を設ける。
2. 役員の職務遂行のために必要となる交通費は所定の報告書を提出の上、定例会議において過半数(委任を含む)以上の承認の上、支給する。ただし上限を設ける。

第27条 その他交通費

1. Nanchester United 鹿児島 は、下記の通り交通費を支給する。
 - a. 大会審判員。ただし上限を設ける。
 - b. 大会ボランティア。ただし上限を設ける。
2. 支給の有無、金額は、定例会議において前例をもとに審議・決定する。

第28条 慶弔

1. Nanchester United 鹿児島 は、下記の通り慶弔費を設ける。
 - a. Nanchester United 鹿児島 の登録会員本人。ただし上限を設ける。
 - b. Nanchester United 鹿児島 の登録会員以外の Nanchester United 鹿児島 の役職関係者。ただし上限を設ける。
2. 支給の有無、金額は、定例会議において前例をもとに審議・決定するものとする。

第7章 会計

第29条 会計

Nanchester United 鹿児島 の経理は、会計担当役員によって行なう。

第30条 収支

1. 収入

Nanchester United 鹿児島 の経理は下記のものによって収入とする。

- a. 会費
- b. 補助金・協賛金・寄付金・募金
- c. 前年度繰越金
- d. その他の収入

2. 支出

Nanchester United 鹿児島 の経理は下記のものによって支出とする

- a. 役員交通費
- b. 会場費
- c. 備品購入費
- d. 通信費
- e. 印刷費
- f. 慶弔費
- g. その他交通費及び遠征費
- h. 車輛貸借費
- i. その他雑費

第31条 会計監査

Nanchester United 鹿児島 の運営に伴うすべての収支決算は会計監査をし、正規であることを調査・追求し、正規であることを承認されなくてはならない。

第32条 決算及び予算

Nanchester United 鹿児島 の運営に伴うすべての収支決算及び予算は、全体総会に提出して登録者の過半数(委任を含む)以上の承認を得なければならない。

第33条 会計年度

Nanchester United 鹿児島 の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第8章 附則

第34条 大会規約

Nanchester United 鹿児島 主管の日本電動車椅子サッカー選手権九州ブロック予選大会、電動車椅子サッカー九州大会における大会規約を設ける。なお、内容は別に定める。

第35条 規約改廃

本規約の改廃は、全体総会において立案し、登録会員の過半数以上の承認を経て改廃するものとする。

第36条 施行

本規約は平成25年4月1日より施行する。